

議案第 4 2 号

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 3 0 年木更津市条例第 2 号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木更津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例

第 1 条中「木更津市金田地域交流センター」を「木更津市地域交流センター」に改める。

第 2 条中「次」を「別表第 1」に改め、同条の表を削る。

第 3 条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 協働のまちづくりに関すること。

(6) 学校、図書館等の教育、文化に関する諸施設との連携に関すること。

第 4 条ただし書を次のように改める。

ただし、市長は、必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（次号において「
休日」という。）（木更津市金田地域交流センター（同号、第 2 0 条第 1 項、第 2 1 条及び
第 2 2 条第 1 項において「金田交流センター」という。）を除く。）

第 4 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない
日）（金田交流センターに限る。）

第 5 条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「、あらかじめ市長の承認を得て」を削
る。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第2号中「第8条第3項各号」を「第6条第3項各号」に改め、同条第2項中「又は指定管理者」を削り、同条を第8条とする。

第11条第1項及び第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「第8条」を「第6条」に改め、同条を第9条とする。

第12条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項本文中「料金（以下「利用料金」という。）」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「利用料金」を「第1項の使用料」に、「別表第1及び別表第2」を「別表第2及び別表第3」に改め、「の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるもの」を削り、同条第4項を削り、同条を第10条とする。

第13条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金」を「公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料」に改め、「免除」の次に「（別表第2に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

第13条を第11条とする。

第14条の見出し及び同条第1項本文中「利用料金」を「使用料」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第2項本文中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同項ただし書を削り、同条を第12条とする。

第15条を第13条とし、第16条を第14条とする。

第17条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第16条とする。

第19条第1項中「第10条」を「第8条」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第17条とする。

第20条を第18条とする。

第21条中「第8条第3項又は第10条第1項」を「第6条第3項又は第8条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第22条を第23条とし、同条の前に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、金田交流センターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条、第7条及び第8条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」と、第9条第1項及び第2項、第15条、第16条並びに第17条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号から第3号まで、第7号及び第8号に規定する業務
- (2) 金田交流センターの利用及びその制限に関する業務
- (3) 金田交流センターの管理運営に関する業務
- (4) 金田交流センターの施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第22条 利用者は、金田交流センターの利用に係る利用料金を許可施設等を利用する前に指定管理者に納付しなければならない。ただし、利用前に納付することができないやむを得ない事情があると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項の利用料金の額は、別表第4及び別表第5に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 第1項の利用料金の減額又は免除及び返還については、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第11条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第

1 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料」とあるのは「あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金」と、「免除（別表第 2 に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）」とあるのは「免除」と、同条第 2 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 1 2 条の見出し及び同条第 1 項本文中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 2 項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、指定管理者が申請を要しないと認めるときは、この限りでない」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 2 条）

名称	位置
木更津市中央地域交流センター	木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市富来田地域交流センター	木更津市真里谷 1 1 0 番地
木更津市岩根地域交流センター	木更津市高柳三丁目 2 番 1 号
木更津市鎌足地域交流センター	木更津市矢那 8 9 9 番地 1
木更津市中郷地域交流センター	木更津市井尻 7 8 9 番地
木更津市富岡地域交流センター	木更津市下郡 1 7 7 0 番地 1
木更津市文京地域交流センター	木更津市文京二丁目 6 番 5 4 号
木更津市八幡台地域交流センター	木更津市八幡台四丁目 2 番 1 号
木更津市東清地域交流センター	木更津市笹子 4 6 9 番地 1
木更津市清見台地域交流センター	木更津市清見台南五丁目 1 番 2 9 号
木更津市清見台地域交流センター附属体育館	木更津市清見台南五丁目 1 番 2 9 号
木更津市畑沢地域交流センター	木更津市畑沢 1 0 5 3 番地 1 2
木更津市岩根西地域交流センター	木更津市江川 9 3 4 番地 1
木更津市西清川地域交流センター	木更津市永井作二丁目 1 1 番 1 2 号
木更津市波岡地域交流センター	木更津市大久保五丁目 7 番 1 号
木更津市桜井地域交流センター	木更津市桜井新町四丁目 2 番地
木更津市金田地域交流センター	木更津市金田東六丁目 1 1 番地 1

別表第2（第10条第3項）

種別	利用区分	単位	使用料
木更津市中央地域交流センター	第1会議室	1時間当たり	400円
	第2会議室	1時間当たり	400円
	第3会議室	1時間当たり	400円
	第4会議室	1時間当たり	150円
	第5会議室	1時間当たり	300円
	第6会議室	1時間当たり	150円
	第7会議室	1時間当たり	600円
	多目的ホール	1時間当たり	1,000円
木更津市富来田地域交流センター	保育室	1時間当たり	150円
	茶室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	150円
	会議室	1時間当たり	150円
	第1研修室	1時間当たり	300円
	第2研修室	1時間当たり	300円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	体育室	1時間当たり	400円
	工芸実習室	1時間当たり	400円
	多目的ホール	1時間当たり	600円
木更津市岩根地域交流センター	保育室	1時間当たり	150円
	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	第4学習室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	150円
木更津市鎌足地域交流センター	集会室	1時間当たり	300円
	図書室	1時間当たり	150円

センター	学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	工作室	1 時間当たり	1 5 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	和室	1 時間当たり	3 0 0 円
	研修室	1 時間当たり	4 0 0 円
	陶芸用電気窯	1 回の利用につき	素焼き 1, 2 0 0 円 本焼き 2, 4 0 0 円
木更津市中郷地域交流センター	調理実習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	児童図書室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 1 研修室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 2 研修室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 3 研修室	1 時間当たり	1 5 0 円
	和室	1 時間当たり	1 5 0 円
	視聴覚室	1 時間当たり	1 5 0 円
木更津市富岡地域交流センター	第 1 ・ 第 2 集会室	1 時間当たり	3 0 0 円
	会議室	1 時間当たり	1 5 0 円
	研修室	1 時間当たり	1 5 0 円
	和室	1 時間当たり	1 5 0 円
	陶芸用電気窯	1 回の利用につき	素焼き 1, 2 0 0 円 本焼き 2, 4 0 0 円
木更津市文京地域交流センター	保育室	1 時間当たり	1 5 0 円
	学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	休養室	1 時間当たり	3 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	5 0 0 円
木更津市八幡台地域交流センター	第 1 ・ 第 2 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 3 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	和室	1 時間当たり	1 5 0 円

	集会室	1 時間当たり	5 0 0 円
木更津市東清地域交流センター	第 1 研修室	1 時間当たり	4 0 0 円
	第 2 研修室	1 時間当たり	1 5 0 円
	和室	1 時間当たり	1 5 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	3 0 0 円
木更津市清見台地域交流センター	和室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 1 研修室	1 時間当たり	4 0 0 円
	第 2 研修室	1 時間当たり	1 5 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	3 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	5 0 0 円
木更津市畑沢地域交流センター	保育室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 1 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 2 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 3 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	休養室	1 時間当たり	1 5 0 円
	集会室	1 時間当たり	4 0 0 円
	陶芸用電気窯	1 回の利用につき	素焼き 1, 2 0 0 円 本焼き 2, 4 0 0 円
木更津市岩根西地域交流センター	第 1 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 2 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 3 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	保育室	1 時間当たり	1 5 0 円
	休養室	1 時間当たり	1 5 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	3 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	5 0 0 円
木更津市西清川地域交流センター	第 1 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 2 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円

	第 3 学習室・調理実習室	1 時間当たり	3 0 0 円
	第 4 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	保育室	1 時間当たり	1 5 0 円
	休養室	1 時間当たり	3 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	4 0 0 円
	陶芸用電気窯	1 回の利用につき	素焼き 1, 2 0 0 円 本焼き 2, 4 0 0 円
木更津市波岡地域交流センター	第 1 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 2 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 3 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	休養室	1 時間当たり	3 0 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	3 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	5 0 0 円
木更津市桜井地域交流センター	第 1 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 2 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 3 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	保育室	1 時間当たり	1 5 0 円
	休養室	1 時間当たり	3 0 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	3 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	5 0 0 円

備考

- 1 市内に住所を有する者又は市の区域内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「住民等」という。）でないものが利用する場合の使用料は、利用区分に応じてこの表に規定する使用料（陶芸用電気窯を除く。以下この表において「規定使用料」という。）にその 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げて計算する。
- 3 利用者が、入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合

の使用料は、規定使用料に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、２種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、使用料を算出するものとする。

(1) １，０００円以下の額 ５割

(2) １，０００円を超え５，０００円以下の額 １０割

(3) ５，０００円を超える額 １５割

４ 営利又は営業（以下「営利等」という。）の目的で利用する場合の使用料は、規定使用料にその１０割に相当する額を加算した額とする。

５ 展示（営利等の目的で利用する場合を除く。）の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の５割に相当する額とする。

別表第３（第１０条第３項）

種別	利用区分	単位	使用料
木更津市清見台地	アマチュアスポーツに利用する場合	１時間当たり	９００円
域交流センター附属体育館	その他の場合	１時間当たり	３，１００円

備考

１ 住民等でないものが利用する場合の使用料は、利用区分に応じてこの表に規定する使用料（以下この表において「規定使用料」という。）にその５割に相当する額を加算した額とする。

２ 利用時間に１時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げて計算する。

３ 利用者が、入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、２種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、使用料を算出するものとする。

(1) １，０００円以下の額 ５割

(2) １，０００円を超え５，０００円以下の額 １０割

(3) ５，０００円を超える額 １５割

４ 営利等の目的で利用する場合の使用料は、規定使用料にその１０割に相当する額を加算した額とする。

別表第4（第22条第3項）

種別	利用区分	単位	利用料金
木更津市金田地域交流センター	多目的ホール	1時間当たり	1,500円
	イベントスペース1	1時間当たり	500円
	イベントスペース2	1時間当たり	500円
	ワークショップ室1	1時間当たり	150円
	ワークショップ室2	1時間当たり	150円
	調理室	1時間当たり	400円
	研修室1	1時間当たり	150円
	研修室2	1時間当たり	150円
	会議室1	1時間当たり	250円
	会議室2	1時間当たり	250円
	会議室3	1時間当たり	250円
	和室1	1時間当たり	200円
	和室2	1時間当たり	200円
	コワーキングスペース (1人1席利用)	1時間当たり	50円
	ギャラリースペース	1日当たり	1,000円

備考

- 1 住民等でないものが利用する場合の利用料金は、利用区分に応じてこの表に規定する利用料金（以下この表において「規定利用料金」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 利用者が、入場料を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、利用料金を算出するものとする。
 - (1) 1,000円以下の額 5割

(2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割

(3) 5,000円を超える額 15割

4 営利等の目的で利用する場合（コワーキングスペース（1人1席利用）を利用する場合を除く。）の利用料金は、規定利用料金にその10割に相当する額を加算した額とする。

5 展示（営利等の目的で利用する場合を除く。）の用途に供する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額とする。

別表第5（第22条第3項）

種別	利用区分	単位	利用料金
木更津市金田地域交流センター	多目的ホール用グラントピアノ	1回当たり	3,000円

備考

1 利用料金には、調律を含まない。

2 調律は、利用者の負担とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（木更津市立公民館設置及び管理運営条例及び木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 木更津市立公民館設置及び管理運営条例（昭和32年木更津市条例第29号）

(2) 木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例（昭和51年木更津市条例第6号）

（施行前の準備）

3 この条例による改正後の木更津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定による申請の手続、利用料金の決定の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

4 施行日前に附則第2項の規定による廃止前の木更津市立公民館設置及び管理運営条例若しくは木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例又はこの条例による改正前の木更津

市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用又は利用の許可に係る使用料又は利用料金の減額若しくは免除又は返還については、なお従前の例による。

提案理由

市民の自主的な活動の場を提供することにより、市民相互の交流の促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、公民館、市民学習会館及びコミュニティセンターを廃止し、木更津市地域交流センターとして設置することに伴い、関係条文の整備をしようとするものである。